

大阪大学大学院国際公共政策研究科ライブラリー利用規則

大阪大学大学院国際公共政策研究科（以下「OSIPP」という。）ライブラリーの利用については、この規則の定めるところによる。

1. 開室時間及び閉室：

開室時間は、月曜日から金曜日の9時半から17時までとする。

閉室は、土・日曜日、祝（休）日、年末年始とし、臨時閉室については、その都度定め、メール・HP・掲示等で通知する。

2. 利用者：

大阪大学の教職員・学生のほか、学外者も利用できる。

3. 利用心得：

利用者は次の事項を守らなければならない。

(1) 私語や携帯電話での会話など、他の利用者の迷惑となる行為は禁止する。

(2) 飲食は禁止する。ただし、水筒・ペットボトルのソフトドリンクの摂取は認める。

4. 利用手続：

(1) OSIPP・法学研究科・経済学研究科・高等司法研究科の教職員・学生以外の利用については、入室の際、学生証または身分証を提示しなければならない。

(2) かばん、コートなどの持ち物は、入室後に入口のロッカーに入れてから利用すること。ライブラリー内へのかばんの持ち込みは禁止する。特別な必要がある場合は申し出ること。貴重品は必ず身に着ける。

5. 貸出冊数及び期間

貸出冊数及び期間は、別紙『貸出基準一覧表』のとおりである。

6. 貸出の手続

学生証または身分証を提示し、次の手続きを行う必要がある。

(1) 貸出に際しては、『資料貸出カード』または『一時持出カード』に必要事項を記入すること。

(2) OSIPP研究環境委員長が特に必要と認めたときには、貸出中の当該資料の返却を求めることがある。

7. 資料の返却

貸出資料は、所定の期日までに返却しなければならない。期日内に返却しなかった者には、以後、資料の利用を停止する場合がある。

8. 延長

貸出予約のない場合は、1回限り延長することができる(延長期間：申し出のあった日より2週間)。ただし、返却日を過ぎている場合は延長できない。来室できない場合は電話・メールによる延長手続きも可。

9. 資料の紛失・汚損

資料を紛失した場合は現物での弁償となる。古書でも可。

資料を汚損した場合は、ただちにその旨を届け出て職員の指示に従わなければならない。
汚損の程度により、弁償となる場合もある。

- 附 則
この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 附 則
この改正は、平成11年5月20日から、施行する。
- 附 則
この改正は、平成21年8月4日から、施行する。
- 附 則
この改正は、平成22年12月16日から施行する。
- 附 則
この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則
この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 附 則
この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 附 則
この改正は、令和7年9月12日から施行する。